

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 7 月 7 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700095 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700129 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和48年10月30日から同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

昭和48年10月30日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和48年10月30日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和48年10月30日から同年11月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、昭和48年10月30日から同年11月1日までの期間が被保険者期間となっていない。A社及びB社(現在は、C社)において正社員として継続して勤務し、請求期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の記録、複数の同僚の給料明細表及び同僚2名の陳述により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(A社から関連会社のB社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者に係る雇用保険の記録及び上記同僚2名の陳述により、昭和48年11月1日とすることが必要である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和48年10月1日の記録から、7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社に係る閉鎖登記簿謄本により確認できる最後の代表取締役は、昭和48年10月30日から同年11月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否

かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。